

社会福祉法人”花” 家族会入会申込書

社会福祉法人 花 家族会会則

- 第1条 (名称) 本会は社会福祉法人 花 家族会という
- 第2条 (目的) 利用者が地域の中で自分らしく暮らし、幸せであるよう、法人と同じ目的で互いに協力し、活動することを目的とする。
- 第3条 (会員) 本会は社会福祉法人 花 の利用者家族を会員とする。
ただし、過去家族会に所属し、利用者が他界された家族に於いて、本人が希望する場合は、総会の承認をもって賛助会員として残ることができる。
- 第4条 (活動) 本会は、第2条の目的を達成するため次の活動をする。
① 法人等と協力し、利用者が充実した活動が出来るよう、勉強会等(福祉・医療等)をおこなう。
② イベント(バザー等)を開催し、資金的援助をおこなう。
③ 会員相互の親睦をはかり、家族の福祉の向上をはかる。
④ その他
- 第5条 (役員) 本会は次の役員を置く
会長1名、副会長1名、会計1名、会計監査1名
*副会長が書記を兼ねる
- 第6条 (役員を選出・任期)
役員は総会において選出し、その任期は1年とする。
- 第7条 (総会)
(1) 総会は毎年1回4月に開き、次のことを審議決定する。
① 事業報告並びに決算
② 事業計画並びに予算
③ 役員を選出
④ その他
(2) 総会の定足数は会員の2分の1とする。
(3) 総会の議長は総会出席者より選出するが、志願者がいない場合は会長が議長を兼任する。
- 第8条 (開催回数) 会の会議は2ヵ月に1回程度 尚、役員会は必要に応じて随時開く事が出来る
- 第9条 (会費) 年3000円
- 第10条 慶弔見舞金規定
(1) 利用者及び保護者の慶弔
① 本人 (祝…1万円 弔…1万円)
② 保護者 (弔…5千円)
(2) 5年以上勤務の職員及び支援員本人の慶弔
① 結婚、出産、退職 (3千円相当の粗品)
② 弔…5千円
- 第11条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付則 本会則は平成31年度総会決議により効力を発する。

----- 切り取り ----- 切り取り -----

社会福祉法人”花”家族会入会申込書

申込年月日 _____

利用者氏名 _____ 家族代表者 _____

住所 _____

電話番号 _____ 携帯電話 _____

緊急連絡先(メールアドレス) _____

社会福祉法人”花” 家族会入会申込書

社会福祉法人”花” 家族会入会申込書